

令和 6 年度の精神科病院における業務従事者による 障がい者虐待の状況について

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（以下、「法」という。）の改正に伴い、精神科病院における虐待の防止に関する規定が新設され、令和 6 年 4 月 1 日から施行されましたので、県内における令和 6 年度の精神科病院従事者による障がい者虐待の状況について、公表します。

1 精神科病院従事者による障がい者虐待の状況

年度	相談・通報・ 届出件数（※）	事実確認 調査を行 ったもの			
		虐待と判断し たもの	虐待ではない と判断したも の	虐待の判断に 至らなかった もの	
令和 6 年度	3 6 2 件	2 0 件	4 件	1 2 件	4 件

※相談・通報・届出件数には、「福岡県精神障がい者虐待通報・届出専用ダイヤル」で受電した患者からの入院中の生活相談や退院請求など（3 4 2 件）を含む。

【令和 6 年度の状況】

- 相談・通報・届出件数 3 6 2 件のうち、虐待と判断した件数 4 件
- 虐待を受けた人の性別は、男性 2 名、女性 2 名
- 虐待種別は、身体的虐待 2 件、心理的虐待 1 件、放棄・放置 1 件
- 虐待を行った業務従事者の職種は、看護師 2 名、准看護師 1 名、看護補助者 1 名

2 虐待と判断した 4 件の事案について、当該病院に対し、以下の措置を実施

【令和 6 年度の状況】

- 虐待についての通報や届出に関する、精神科病院への聞取り
- 診療録や帳簿書類の提出・提示命令
- 保健福祉（環境）事務所職員による、診療録や帳簿書類の検査
- 保健福祉（環境）事務所職員による、入院患者や関係者への聞取り
- 虐待防止に関する改善計画の提出指示

3 精神科病院従事者による障がい者虐待防止のための県の取組

- 改正された精神保健福祉法施行前に、精神科病院の管理者等を対象に説明会を開催し、精神科病院における虐待の防止に関する改正法の説明や虐待防止の取組を要請。
- 「福岡県精神障がい者虐待通報・届出専用ダイヤル」を設置し、精神科病院内への電話番号の掲示について要請。また、県ホームページを通して県民に周知。
- 保健福祉（環境）事務所が実施する精神科病院への実地指導において、虐待防止の取組を確認し、必要な指導を実施。
- 精神科病院の管理者等を対象に研修会を開催し、虐待通報対応事例の説明や取組に関する意見交換を実施。
- 通報等受け、精神科病院に事実確認調査を行う保健福祉（環境）事務所職員を対象に、病院への調査や改善指導等に関する研修会を実施。